|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 貿易一般保険包括保険（繊維品）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00022　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年９月21日　一部改正平成14年４月17日　一部改正平成14年９月17日　一部改正平成15年３月12日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成19年３月14日　一部改正貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書の対象となる輸出契約に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。（内諾）第１条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年４月１日 01-制度-00060）によるものとする。（申込み）第２条　貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、被保険者が保険対象となる貨物の輸出契約を締結したときは、別紙様式第１－１による貿易一般保険包括保険（繊維品）申込届出書（以下「貿易保険申込届出書」という。）を日本貿易保険の大阪支店に提出し、その受理された日付に従い毎月１日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの区分により輸出契約の内容を取りまとめ、それぞれの末日から20日以内に別紙様式第１－２による貿易一般保険包括保険（繊維品）申込書（以下「送り状」という。）に取りまとめた内容を収録したフロッピーディスク（以下「Ｆ／Ｄ」という。）を添付し、大阪支店に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。２　前項の規定に係わらず、第１条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合にあっては、別紙様式第１－３による貿易一般保険包括保険（繊維品）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）に輸出契約を証する書類の写し及びその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。（輸出契約の重大な内容変更等の通知）第３条　保険契約者は、被保険者が約款第２２条第１項の規定に基づき輸出契約に重大な内容変更等（別表２に掲げる「輸出契約の重大な内容変更等」をいう。）を行った場合は貿易保険申込届出書を提出し受理された日付に従い、また保険期間の延長をしようとする場合は延長申込の日付に従い、毎月１日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの区分により輸出契約の内容を取りまとめ、それぞれの末日から20日以内に送り状に取りまとめた内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、前条第２項の規定に基づき申込みをしている場合にあっては、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）変更承認申請書に当該変更の内容を証する書類の写し及びその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。２　被保険者は、約款第２２条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。　　（第４条～第13条、省略）（保険金受取人の指定等の通知） 第14条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、約款第２５条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第９による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したF／D、 当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）又は繊維包括保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第15条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第２６条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第１０による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく大阪支店に提出するものとする。（保険金の支払の請求）第16条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第２６条の規定に基づき別紙様式第11－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第11－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑪及び⑬の書類の提出を要しない。　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第１２による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者の委任状又は同意書　　③　損失計算書　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し　　　(ｲ)　供給契約を証する書類 　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類　　　(ﾎ)　貨物を海外に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）　　　(ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書　　　(ﾄ)　保険事故の内容を証する書類　　⑤　輸出契約書の写し　　⑥　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑦　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類　　⑧　その他参考となる書類　二　約款第３条第２号のてん補危険の場合1. 保険金請求経緯書

(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第１２による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意(ⅰ)　保険金請求に至る経緯(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前６月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況(ⅳ)　輸出契約の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況(ⅴ)　今後の回収見通し(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　未決済額が確認できる書類 　　④　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類　　⑤　外貨建ての場合は、為替換算率証明書　　⑥　手形が発行されている場合は、その写し　　⑦　保険事故を証する書類　　　　ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類　　⑧　支払保証付案件については、その保証状の写し　　　　（Ｌ／Ｇの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）　　⑨　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類　　⑩　船積みを証する書類の写し　　⑪　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 　　⑫　輸出契約を証する書類の写し　　⑬　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し　　⑭　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類　　⑮　その他参考となる書類２　一の輸出契約について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。３　前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。 　　（以下、条文省略）　　　附　則　この細則は、平成１３年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成１３年１０月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成１４年４月１７日から実施する。附　則　１　この改正は、平成１４年１０月１日から実施する。　２　第１６条の規定にかかわらず、２００１年３月３１日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。附　則１　この改正は、平成１５年４月１日から実施する。２　第１１条、第１３条及び第１６条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ２）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（ＯＣＲシート３ １ ０ ３）による提出を認めるものとする。　　附　則　この改正は、平成１６年４月１日から実施する。　　附　則　この改正は、平成１６年１０月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１７年４月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１７年１０月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１８年４月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１８年１２月４日から実施する。附　則この改正は、平成１９年４月１日から実施する。 | 貿易一般保険包括保険（繊維品）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00022　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年９月21日　一部改正平成14年４月17日　一部改正平成14年９月17日　一部改正平成15年３月12日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成18年11月29日　一部改正貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書の対象となる輸出契約に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。（内諾）第１条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年４月１日 01-制度-00060）によるものとする。（申込み）第２条　貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、被保険者が保険対象となる貨物の輸出契約を締結したときは、別紙様式第１－１による貿易一般保険包括保険（繊維品）申込届出書（以下「貿易保険申込届出書」という。）を日本貿易保険の大阪支店に提出し、その受理された日付に従い毎月１日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの区分により輸出契約の内容を取りまとめ、それぞれの末日から20日以内に別紙様式第１－２による貿易一般保険包括保険（繊維品）申込書（以下「送り状」という。）に取りまとめた内容を収録したフロッピーディスク（以下「Ｆ／Ｄ」という。）を添付し、大阪支店に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。２　前項の規定に係わらず、第１条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合にあっては、別紙様式第１－３による貿易一般保険包括保険（繊維品）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）に輸出契約を証する書類の写し及びその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。（輸出契約の重大な内容変更等の通知）第３条　保険契約者は、被保険者が約款第２２条第１項の規定に基づき輸出契約に重大な内容変更等（別表２に掲げる「輸出契約の重大な内容変更等」をいう。）を行った場合は貿易保険申込届出書を提出し受理された日付に従い、また保険期間の延長をしようとする場合は延長申込の日付に従い、毎月１日から10日まで、11日から20日まで及び21日から末日までの区分により輸出契約の内容を取りまとめ、それぞれの末日から20日以内に送り状に取りまとめた内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、前条第２項の規定に基づき申込みをしている場合にあっては、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）変更承認申請書に当該変更の内容を証する書類の写し及びその内容を収録したＦ／Ｄを添付し、大阪支店に提出するものとする。２　被保険者は、約款第２２条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第１－４による貿易一般保険包括保険（繊維品）変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。　　（第４条～第13条、省略）（保険金受取人の指定等の通知） 第14条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、約款第２５条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第９による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したF／D、 当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第15条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第２６条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第１０による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく大阪支店に提出するものとする。（保険金の支払の請求）第16条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第２６条の規定に基づき別紙様式第11－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第11－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、大阪支店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑪及び⑬の書類の提出を要しない。　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第１２による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者の委任状又は同意書　　③　損失計算書　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し　　　(ｲ)　供給契約を証する書類 　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類　　　(ﾎ)　貨物を海外に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）　　　(ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書　　　(ﾄ)　保険事故の内容を証する書類　　⑤　輸出契約書の写し　　⑥　保険証券（変更承認証を含む。以下同じ。）又は契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下同じ。）の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑦　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類　　⑧　その他参考となる書類　二　約款第３条第２号のてん補危険の場合1. 保険金請求経緯書

(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第１２による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意(ⅰ)　保険金請求に至る経緯(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前６月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況(ⅳ)　輸出契約の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況(ⅴ)　今後の回収見通し(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　未決済額が確認できる書類 　　④　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類　　⑤　外貨建ての場合は、為替換算率証明書　　⑥　手形が発行されている場合は、その写し　　⑦　保険事故を証する書類　　　　ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類　　⑧　支払保証付案件については、その保証状の写し　　　　（Ｌ／Ｇの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）　　⑨　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類　　⑩　船積みを証する書類の写し　　⑪　保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 　　⑫　輸出契約を証する書類の写し　　⑬　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し　　⑭　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類　　⑮　その他参考となる書類２　一の輸出契約について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。３　前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。 　　（以下、条文省略）　　　附　則　この細則は、平成１３年４月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成１３年１０月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成１４年４月１７日から実施する。附　則　１　この改正は、平成１４年１０月１日から実施する。　２　第１６条の規定にかかわらず、２００１年３月３１日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、大阪支店に提出するものとする。附　則１　この改正は、平成１５年４月１日から実施する。２　第１１条、第１３条及び第１６条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ２）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（ＯＣＲシート３ １ ０ ３）による提出を認めるものとする。　　附　則　この改正は、平成１６年４月１日から実施する。　　附　則　この改正は、平成１６年１０月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１７年４月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１７年１０月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１８年４月１日から実施する。附　則　この改正は、平成１８年１２月４日から実施する。 |